

外商活動コーディネート支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）が、高知県の定めたこうち産業振興基金による支援事業計画実施要領（以下、「県実施要領」という。）第8条第1項第7号の規定に基づく外商活動コーディネート支援事業の助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の目的)

第2条 消費者の情報を収集するためのテストマーケティング事業や販路開拓・拡大のための見本市等への出展支援を行う産業支援機関を支援することで、中小企業者等（県実施要領第7条第1号に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の外商活動を促進し、県内産業の振興を図ることを目的とする。

(助成対象事業の内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) テストマーケティング支援事業

支援機関が実施する高知県のアンテナショップでのテストマーケティング事業に、県内の中小企業者等が参加する場合に、旅費を対象に助成する事業

(2) 見本市等出展支援事業

支援機関が小間代等の出展経費を負担する国内の見本市出展事業に、県内の中小企業者等が参加する場合に、旅費等を対象に助成する事業

(助成対象事業者)

第4条 この要領の助成金の交付を受けることができる者（以下、「助成対象事業者」という。）は、県実施要領第7条第1項第2号に規定している知事が認める産業支援機関とする。

(助成金の交付の対象経費等)

第5条 助成対象事業者が第3条に掲げる事業を行うために必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(助成対象事業の実施期間)

第6条 助成対象事業の実施期間は、助成金の交付決定を受けた日から当該年度の3月20日までとする。

(助成率及び助成限度額)

第7条 助成限度額及びその助成率は別表のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第8条 助成対象事業者が助成金の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書を理事長に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の助成金の交付を申請するにあたっては、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金

額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査会の設置)

第9条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容及び助成金の適否等についてこうち産業振興基金助成対象事業審査設置要領第2条第2項第1号に規定する審査会（以下、「審査会」という。）の審査にかけるものとする。

(助成金の交付の決定)

第10条 理事長は、前条の規定による審査会の報告を受け、助成金の交付について適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2による助成金交付決定通知書により当該助成対象事業者に通知するものとする。

2 理事長は、第8条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(助成金の交付申請の取下げ)

第11条 助成対象事業者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受領した場合において当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、助成金交付申請を取下げようとするときは、当該助成金交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成対象事業の内容等の変更)

第12条 助成対象事業者は、助成対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

(1) 助成対象事業に要する経費の20%以内の減少となる内容の変更をする場合。

(2) 経費区分のいずれか低い額の20%以内の経費配分の変更である場合。

(3) 助成目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合。

(助成対象事業の内容等の変更の決定)

第13条 理事長は、前条第1項の申請内容の適否等について決定を行い、様式第4による助成対象事業変更承認（不承認）通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。

(助成対象事業の中止又は廃止)

第14条 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成対象事業の中止等の決定)

第15条 理事長は、前条の申請内容の適否等について決定を行い、様式第6による助成対象事業中止・廃止承認（不承認）通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。

(助成対象事業遅延等の報告)

第 16 条 助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第 7 による事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 17 条 助成対象事業者は、センターが助成対象事業の遂行状況について報告を求めたときは、様式第 8 による助成対象事業遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 18 条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は 3 月 20 日のいずれか早い日までに様式第 9 による実績報告書、研修で使用した資料及び支出内容を証する書類等一式を理事長に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 19 条 理事長は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 10 による助成金確定通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第 20 条 助成金は、概算払いができるものとし、助成対象事業者が助成金の概算払いを受けようとするときは、様式第 11 による概算払い請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのちに支払を行うものとする。

(関係書類の保管)

第 21 条 助成対象事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税等の仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 22 条 助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定した場合には、様式第 11 により速やかに理事長に報告しなければならない。ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は提出を要しない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(助成金の交付決定の取消し)

第 23 条 理事長は、助成対象事業者が助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、条件、そ

の他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき及び別表 2 に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 24 条 理事長は、第 20 条の規定により助成対象事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

2 理事長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取消した場合において既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

(加算金及び延滞金)

第 25 条 助成対象事業者は、前条の規定による取り消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

2 助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(グリーン購入)

第 26 条 助成対象事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 27 条 助成対象事業又は助成対象事業者に関して公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程（以下、「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第 4 条に規定する非開示項目以外は、原則として開示する。

(その他)

第 28 条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された助成金については、第 21 条から第 25 条、第 27 条及び第 28 条の規定については、同日以降もその効力を有する。

(附則)

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 2 月 10 日から適用する。

(附則)

この要領は平成 28 年 2 月 10 日から施行する。

(別表1)

項 目	助 成 対 象 経 費			助成率	助成限度額
	費 目	細 目	内 容		
外商活動コーディネート支援事業				10/10	300 万
①テストマーケティング支援事業	助成金	参加企業助成金	助成対象事業者が行うテストマーケティングに参加する中小企業者等のスタッフの派遣等に対して助成するために要した経費 ※ただし、助成対象経費は旅費とし、助成率は 1/2 とする。また、助成限度額は 1 中小事業者等あたり 50 万円とする。		
②見本市等出展支援事業	助成金	参加企業助成金	助成対象事業者が行う見本市等に参加する中小企業者等のスタッフの派遣等に対して助成するために要した経費 ※ただし、助成対象経費は旅費及びチラシ等の印刷製本費、展示品の輸送費とし、助成率は 1/2 とする。また、助成限度額は 1 見本市等毎に 20 万円で 3 回までとし、1 中小事業者等あたり 60 万円とする。	10/10	3,000 万

(別表2)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は

関与したとき。

- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。